

事業主の皆様へ

正規従業員を雇用した事業主に対する奨励金があります

■雇用創出奨励交付金

□ 非自発的離職者または東日本大震災の被災者を雇い入れた事業主に対して、交付金を支給
□ 60歳未満の非自発的離職者または東日本大震災の被災者

□ 支額 雇い入れ3カ月経過後に月額基本給の2分の1の額を3カ月分(限度額30万円)

■新卒高校生等雇用奨励金

□ 新卒高校生などを雇い入れた事業主に對して、奨励金を支給
□ 採用日に市内に住民登録している20歳未満、かつ、初めて雇用保険の一般被保険者となる方

□ 支額 雇い入れ3カ月経過後に月額7万5千円を3カ月分(限度額22万5千円)

□ 工業労政課 ④(32) 6436

国民年金からのお知らせ

■子のある夫にも遺族基礎年金が支給されます(納付要件あり)

これまでは夫が亡くなった場合に、子のある妻または子に遺族基礎年金が支給されていましたが、4月からは国民年金に加入していた妻が亡くなった場合に「子のある夫」にも遺族基礎年金が支給されます

※「子」とは18歳到達年度の末日までの子、もしくは20歳未満で1級・2級の障がいのある状態にある方

■未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大されました

これまでは、未支給年金(亡くなった方が受け取れるはずであった未払いの年金)を受け取れる遺族の範囲は「配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹」でしたが、4月からはこれまでの遺族の範囲に加えて「それ以外の3親等内の親族(甥、姪、おじ、おば、子の配偶者など)」まで広がりました

※平成26年4月1日以後の死亡が対象
□ 年金事務所(若草町2丁目) ④(56) 9001 市国保課 ④(32) 6429

交通事故などにあつたときは届け出を

国民健康保険の加入者が、交通事故など第三者の行為によるけがで保険証を使用する場合は、国保課に届け出が必要です

勤労者生活安定資金等貸付制度

□ 市工業労政課 ④ 32-6436
□ 北海道労働金庫苫小牧支店 ④ 36-1212
□ 苫小牧信用金庫本店 ④ 34-2171
□ 北洋銀行苫小牧中央支店 ④ 33-7171

市では、勤労者の生活の安定と向上に役立てるために、生活資金を低利で融資しています。詳しい融資条件などについては、それぞれの取扱金融機関におたずねください

※利率は平成26年4月1日現在

名称	中小企業 従業員生活資金	勤労者 生活資金	季節労働者 生活資金
対象	①次の事業所に1年以上勤務している方。ただし、期間を定めて雇用されている方を除く(技能労働者で、1年以上の期間を定めて雇用され同一事業所に繰り返し雇用されている方は可) ●常時雇用する従業員が100名以下の中小企業 ●中小企業等協同組合 ②市長が特に認めた方	勤労者(組織従業員)	雇用保険法第38条による短期雇用特例被保険者など
金額	生活資金 100万円以内 教育資金 300万円以内		20万円以内
利率	生活資金 2.81% 教育資金 2.39%		3.31%
償還期間	7年以内		11カ月以内
保証人	原則として保証機関を利用		
金融機関	北海道労働金庫苫小牧支店 苫小牧信用金庫(市内各店) 北洋銀行(市内各店)		北海道労働金庫 苫小牧支店

□ 持印鑑、保険証、事故証明書
□ 国保課 ④(32) 6425

カラス・クマ・アライグマにご注意

●野生生物を寄せ付けけないために、ごみは決められた日に出してください ●施設や私有地にカラスの巣があり攻撃される場合は、施設管理者や土地所有者に処理を依頼してください ●電柱にカラスの巣を見つけたら、停電事故を防ぐため、ほくでん苫小牧支店(④(32)5321)に連絡してください ●ハイキングや山菜採りでは、ごみなどは必ず持ち帰りましょう。子グマを見つけたら危険なので近づかないください ●アライグマは外来生物法により駆除の対象となっています。見かけたり、被害に遭った場合は箱わなを設置しますのでご連絡ください
□ 環境生活課 ④(32) 6331

広 告